

井手町告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7第1項の規定及び井手町指定給水装置工事事業者規程（平成10年井手町規程第1号）第9条第3項の規定による廃止届出書を受理したので、同規程第12条第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

井手町長 西 島 寛 道



1. 届出指定業者

商 号 勝田水道 株式会社
営業所所在地 京都市南区吉祥院西ノ茶屋町73-1
代 表 者 代表取締役 勝田 健太
指 定 番 号 R-70

2. 届出内容

届 出 書 名 指定給水装置工事事業者 廃止届出書
廃 止 理 由 新規事業に引き継ぐため
廃 止 年 月 日 令和8年4月15日